

恥はかき捨て④コートが無い！！

高知からの帰り。池田駅で乗り換え。車を降りて、脱いだコートを忘れたことに気が付いた。慌てて降りたばかりの座席まで戻ったが、無くなっていた。犯人探しをしてみたが、万事休す。妻が買ってくれた英国ブランドのトレンチコート。妻には呆れられ、その後同じレベルのコートは買ってくれなくなった。



(竹内)

外貨建資産等の期末時換算の特例について

最近の不安定な世界情勢等を背景に、急激なドル高・円安が進んでおります。法人税法上、企業が事業年度終了時に保有する外貨建資産等は、外貨建資産等の種類に応じて、発生時換算法又は期末時換算法のいずれかの方法で円換算する必要があります。

- ・発生時換算法: 外貨建資産等の取得等の際の外国為替の売買相場(取得時レート)により換算する方法
- ・期末時換算法: 期末時の外国為替の売買相場(期末時レート)により換算する方法

この点、発生時換算法を選択している場合等において、下記の算式で計算した割合が「おおむね 15% 以上」となる場合には、為替相場の著しい変動があったとして、期末時に外貨建取引を行ったものとみなして、「期末時レート」による円換算を認める特例が設けられています。この場合、為替差損益に係る翌期での洗替処理は不要とされています。

$$\frac{\text{(当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額 - 当該事業年度終了の日における当該外貨建資産等の帳簿価額)}}{\text{当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額}}$$

ただしこの場合、同一の種類の外貨に係るものは、「おおむね 15% 以上」の差の生じている外貨建資産等のすべてについて期末換算することが必要で、いわゆるつまみ食いではありません。

(大寺)

11月の税務

■ 11月10日

- 1 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■ 11月15日

- 2 所得税の予定納税額の減額申請

■ 11月30日

- 3 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
- 4 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- 5 9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 6 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 8 3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 10 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

■ 11月中において市町村の条例で定める日

- 11 個人事業税の納付(第2期分)

※ 税を考える週間…11月11日～17日

11月の社会保険労務

30日

健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 年金週間(6日～12日)
年金の日(11月30日)
ねんきん月間
建設雇用改善推進月間
職業能力開発促進月間
労働保険適用促進月間

再度、ご確認ください。

10/1～雇用保険料率に変更されています。

給与計算時での変更はお済みでしょうか。

労働者負担分	
一般の事業	5/1000
農林水産※ 清酒製造事業	6/1000
建設の事業	6/1000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

10/1～育児介護休業制度が改正されています。

規定の変更はお済みでしょうか。

10/6～最低賃金が824円→**855円**に変更されています。



(坂尾)

リスマネ委員会 < 保険証券分析のすゝめ >

保険証券を分析することにより、保障内容に過不足がないかチェックする事ができます。保険の申込みの際、一定条件を満たした上で、健康診断結果通知書または人間ドック成績表の取扱いが可能です。新しく標準体となる、基準が変わった保険も出てきています。標準体で加入できる場合もありますので、見直してみてもいいかもしれません。ご興味のある方は担当者にお尋ねくださいませ。

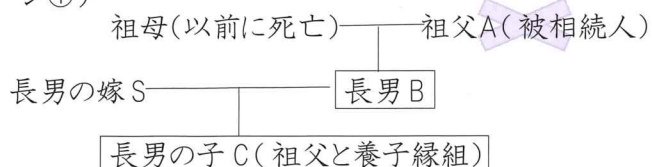


(さくらビジネス)

資産税係 < 相続人が未成年の場合には代理人が必要 >

法律上では、原則、未成年者は単独では有効に法律行為をすることができないと決められています。そのため、遺産分割協議等の法律行為を行うためには、未成年である相続人の代理人が必要になります。

(パターン①)



(パターン②)



パターン①の場合、法定代理人には親等の親権者になるのが通常です。祖父Aが亡くなり、相続人が長男Bと、Aと養子縁組した孫(未成年)Cの場合、Cの法定代理人は親権者であるCの母親Sとなります。

パターン②の場合、Cの父であるBが亡くなり、相続人がCの母であるSとC(未成年)の場合、母Sと子Cが共同相続人となります。お互いの利害が衝突し親権者としての公平な行使が期待できないことから、母Sは子Cの代理人として遺産分割協議をすることはできません。このケースでは、例えば、利害関係のない祖父Aを特別代理人として選任してもらうよう、家庭裁判所へ申立てをします。そして、家庭裁判所が特別代理人として祖父Aを選任したら、ようやく遺産分割協議を行うことができます。申立て後、特別代理人が選任されるまでの目安の期間は、約2～3週間(事案によって異なる)です。

相続人に未成年がいる場合には、早めの準備が必要です。

(坂田)

法務係

< 商業登記規則等の改正 >

令和4年9月1日(木)に、商業登記規則等の一部を改正する省令(令和4年法務省令第34号)及び商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年法務省令第35号)が施行されました。これにより、同日から

1 支店・従たる事務所の所在地における登記が廃止

支店の所在地における登記は不要となりますが、本店の所在地における支店の設置、移転又は廃止等の登記は引き続き必要です。

2 電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定めが登記事項

会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとる旨の定めがあるときは、その定めが登記事項とされます。

3 DV被害者等である会社代表者等から適式な申出があった場合に、当該会社代表者等の住所を非表示

DV被害者等である会社代表者等からの申出により、登記事項証明書等におけるDV被害者等の住所を非表示とすることが可能になります。

4 併記可能な旧氏の範囲が拡大

- ・婚姻前の旧氏に限らず、養子縁組前の旧氏や、離婚後婚姻中の旧氏なども併記可能となります。
- ・登記の申請時以外の申出も可能となります。

詳しくは法務省のHPをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00166.html#anchor1

(田中)

会計制度

< 税効果会計⑥ STEP2 法定実効税率の計算 >

前回、税効果会計の適用対象は一時差異等であると説明しました。

一時差異等が把握できると、次は、繰延税金資産・負債を認識しなければなりません。それではどのような税率を用いるのが合理的なのでしょう。

会社が課される税金には様々なものがありますが、税効果会計上、考慮される税金は利益(所得)に関連する金額を課税標準とする税金です。これは、税効果会計の目的には、利益を課税標準とする税金を適切に期間配分するという側面があるからです。該当する税金は法人税(含、地方法人税)・住民税・事業税(含、特別法人事業税)の3つです。

これらの税金を勘案した理論上の税負担率のことを「法定実効税率」と呼び、その算出式は以下の通りです。

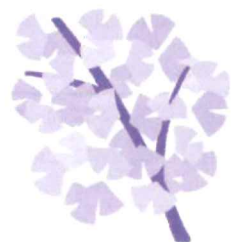
$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{住民税率}) + (\text{事業税率} + \text{事業税率} \times \text{特別法人事業税率})}{1 + (\text{事業税率} + \text{事業税率} \times \text{特別法人事業税率})}$$

これを徳島市が納税地である法人(資本金の額が1億円以下の法人(特別法人を除く))の税率に当てはめると以下の通りになります。

【税率一覧】2022年10月10日現在

法人税率 23.2%、地方法人税率 10.3%、住民税率 9.4%(県民税率 1% + 市民税率 8.4%)、事業税率 7%、特別法人事業税率 37%

$$\text{法定実効税率} = \frac{23.2\% \times (1 + 10.3\% + 9.4\%) + (7\% + 7\% \times 37\%)}{1 + (7\% + 7\% \times 37\%)} = 34.09\ldots\%$$



また税効果会計は、将来支払うべき税金の減額・増額効果を示すものですから、将来その効果が現れると予想される期の税率を用いるのが合理的であると考えられます。つまり、仮に現在の税率が23%であっても、翌年度以降20%に税率が引き下がることがあらかじめ分かっている場合には、20%の税率を用いて税効果会計を適用することになります。

(孝志茜)

まだまだ、広告募集中です!!

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。
広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。万一、損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。

広告コーナー



個人・法人を問わず、趣味から教育、産業用まで幅広い用途に合わせた商品の販売、技術サポートを提供しています。

〈テクトニック〉

世界最小クラスサイズ

超高速 外付けSSD

どなたでも簡単にストレージの拡張、データのバックアップが可能!

ゲームのロード時間短縮にも活躍します!



088-660-7522

sales@ysystems-kokusai.jp

徳島市東沖洲1丁目3-4



新入職員紹介

新メンバーを迎え、気持ち新たに頑張っていきますので、宜しくお願い申し上げます。

さくら税理士法人 重長 愛実

初めまして。9月4日よりさくら税理士法人に中途入社致しました、重長愛実と申します。

趣味は温泉巡りです。2日間の休みがあれば、県外に行ってしまうくらい好きです。暑くてしばらく行けてないのですが、最近肌寒くなってきたのでまた色々なところへ行ってみようと思います。

前職では、アパレルの販売店にて3年間、店舗での接客サービスを経験しました。

会計・税務の仕事は初めてなので、至らぬ点も多いと思いますが、精一杯頑張りますので宜しくお願い申し上げます。

さくら税理士法人 神原 信

初めまして。9月16日よりさくら税理士法人に中途入社致しました、神原信と申します。高校卒業後10年近く東京で暮らし、2年前に徳島に戻ってきました。趣味は小学2年～大学3年までプレイしていたサッカーです。今年の11月にはW杯もあるので楽しみです。

以前は個人事業主をしていました。同年代の方と比べると、まだまだ中身は未熟ですが初心を忘れず少しでも早く皆様に追いつけるよう努力致します。宜しくお願い申し上げます。

電気屋さん

もう25年前になりますが、当時私は家電量販店で働いておりました。

私は主に白物家電(冷蔵庫、洗濯機など家事で使う電化製品)を中心に販売していました。

そのため、冷蔵庫であれば製氷室に給水するタンクと接続する管の取り外し方を確認するなど、変な見方をするクセがついてしまっています。

働いているときは大変でしたが、今になってみると勉強になることばかりでした。

(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181